

令和6年度庄内町総合計画町民提案会議設置要綱

(設置)

第1条 庄内町協議会等の設置等に関する要綱（平成18年庄内町訓令第5号）に基づき、第3次庄内町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、町民の意見を募り総合計画に反映させるため、庄内町総合計画町民提案会議（以下「町民提案会議」という。）を設置する。

(期間)

第2条 町民提案会議の設置期間は、設置の日から令和7年3月31日までとする。

(役割)

第3条 町民提案会議の役割は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定にあたって、目指すまちの姿やその実現のための方策等についての意見を聴取する。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(組織)

第4条 町民提案会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町関係団体の推薦による者
- (2) 公募による者
- (3) 町職員

(会長及び副会長)

第5条 町民提案会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、町民提案会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 町民提案会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 町民提案会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(実費弁償)

第8条 町職員以外の委員が会議に出席した場合は、予算の定めるところにより実費弁償を支給することができる。

(庶務)

第9条 町民提案会議の庶務は、企画情報課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

この要綱は、公布の日から施行する。